

(写)
5 西監第 224 号
令和 6 年 3 月 29 日

西東京市議会議長 酒井 こう一郎 殿

西東京市監査委員 岡村 保彦
(公印省略)

西東京市監査委員 橋本 勇
(公印省略)

西東京市監査委員 藤田 美智子
(公印省略)

令和 5 年度財政援助団体監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体
監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

(写)
5 西監第 224 号
令和 6 年 3 月 29 日

西東京市長 池澤隆史 殿

西東京市監査委員 岡村保彦
(公印省略)

西東京市監査委員 橋本勇
(公印省略)

西東京市監査委員 藤田美智子
(公印省略)

令和 5 年度財政援助団体監査の結果について (報告)

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 14 項の規定により、通知願います。

財政援助団体監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象団体及び所管課

- 1 補助金交付団体 社会福祉法人睦月会
- 2 所 管 課 健康福祉部障害福祉課

第3 監査の範囲

社会福祉法人睦月会へ交付した令和4年度の西東京市障害者日中活動系サービス推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に係る出納その他の事務の執行

第4 監査の期間

令和5年8月3日から令和6年3月29日まで

第5 監査の基準

西東京市監査基準（令和2年西東京市監査委員告示第3号）

第6 監査の実施内容

社会福祉法人睦月会については、補助金が交付目的に沿って適正かつ効率的に執行され、経理事務等が適切に処理されているか、また、健康福祉部障害福祉課については、補助金の交付事務が規則及び要綱に従い適正かつ効率的に実施されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類の審査、照合、関係者からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第7 監査の日程及び実施場所

- 1 実 査 令和5年12月15日 実施場所：Life Design らふ
Life Design ゆにぞん
- 2 説明聴取 令和5年12月15日 実施場所：Life Design らふ
Life Design ゆにぞん
令和6年1月31日 実施場所：監査委員室
- 3 講 評 令和6年3月11日 実施場所：監査委員室

第8 監査の着眼点

1 社会福祉法人睦月会

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と補助金交付事務所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
また、補助金が交付対象事業以外に流用されていないか。

- (4) 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。
- (6) 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (7) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

2 健康福祉部障害福祉課

- (1) 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金の交付目的及び給付対象事業の内容は的確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3) 補助金に関する条件の内容は明確か。
- (4) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (5) 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (6) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

第9 社会福祉法人睦月会の概要

1 運営方針

- (1) 法人と施設の組織を有効に機能させ、利用者、職員、保護者の意見を尊重し、利用者と職員の生活向上のため優れたアイデアは積極的に取り入れるなど、利用者の利益を優先する運営管理を行うように努める。
- (2) 利用者と職員がお互いに人間として尊重しながら利用者一人一人にあった生活をし、生きがいを持って暮らすことができるよう努める。
- (3) 保護者、地域社会との交流を密にすることにより、皆から親しまれる法人を目指す。

2 指定年月日

- (1) Life Design らふ (Life Design ゆにぞん を含む。) 令和3年5月1日
- (2) Life Design あくと (西東京市生活介護事業所くろーぱー) ※1 平成27年4月1日
- (3) Life Design きやりあ (ほうや福祉作業所) ※2 平成27年7月1日

※1 Life Design あくと は、当初「西東京市生活介護事業所くろーぱー」として指定を受けたが、令和3年5月1日に現行の施設名に名称変更した。以下、変更後の名称により表記する。

※2 Life Design きやりあ は、当初「ほうや福祉作業所」として指定を受けたが、令和3年5月1日に現行の施設名に名称変更した。以下、変更後の名称により表記する。

3 事業内容

(1) 定 員

Life Design らふ (生活介護)	15 人
Life Design ゆにぞん (就労継続支援B型)	20 人
Life Design あくと (生活介護)	35 人
Life Design きやりあ (就労継続支援B型)	40 人

(2) 開所時間

Life Design らふ 午前9時30分から午後3時30分まで
Life Design ゆにぞん 午前9時30分から午後3時30分まで
Life Design あくと 午前9時から午後4時まで
Life Design きやりあ 午前8時45分から午後3時45分まで

(3) 閉所日 4施設とも土曜日、日曜日、祝日、年末年始

4 施設の概要

(1) Life Design らふ 延べ床面積 425.07㎡
(2) Life Design ゆにぞん 延べ床面積 247.89㎡
(3) Life Design あくと 延べ床面積 700.13㎡
(4) Life Design きやりあ 延べ床面積 649.95㎡

5 職員体制（令和4年4月1日現在）

(1) Life Design らふ 常勤職員 16人
非常勤職員 9人
(2) Life Design ゆにぞん 常勤職員 7人
非常勤職員 5人
(3) Life Design あくと 常勤職員 28人
非常勤職員 11人
(4) Life Design きやりあ 常勤職員 11人
非常勤職員 4人

6 事業活動に係る資金収支の状況

社会福祉法人睦月会の令和4年度の事業活動に係る収入は2,730,726,044円、支出は2,491,909,088円であり、収支差額は238,816,956円である。

第10 市との関係

市は、西東京市障害者日中活動系サービス推進事業費補助金交付要綱などに基づき、補助金を交付している。

なお、令和4年度における社会福祉法人睦月会に対する補助金の交付決定額は36,413,000円、確定額は33,408,000円で、3,005,000円が返還されている。

第11 監査の結果

この監査において、市が社会福祉法人睦月会に対し交付している補助金については、本来の交付目的に沿って執行され、対象となる事業の効果についても確認することができた。しかしながら、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので以下に記述する。

1 個別的指摘事項

(1) 社会福祉法人睦月会
特に指摘する事項はない。

(2) 健康福祉部障害福祉課

補助金等交付に関する事務について、西東京市補助金等交付規則及び西東京市障害者日中活動系サービス推進事業費補助金交付要綱では、補助金等の交付事務に関する一連の手続について定めており、実績報告を受けたときは、実績

報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査することを定めているが、適切な実績報告の審査及び決定内容等の調査を行っていないものが見受けられた。

規則等にのっとり適正な事務を行うべきである。

2 意見要望事項

今回の監査では、「個別的指摘事項」で述べたとおり、一部改善を要する事務処理が見受けられた。

補助金を交付する担当課は、申請受付、交付決定、実績報告の審査、確定など、一連の事務を適正に処理することが求められている。障害福祉課においては、各種手続やその処理方法を改めて確認するとともに、必要に応じて、要綱の見直しについても検討すべきである。

社会福祉法人睦月会は、障害者支援施設の整備や各種事業の実施に取り組まれており、市の障害福祉に貢献していることを評価するものである。

今後とも、市と社会福祉法人睦月会で連携を密にとり、生活介護事業及び就労継続支援事業など、各種事業を実施していく中で、利用者一人一人にあったサービスを提供し、障害者が生きがいを持って暮らすことができるよう努められたい。